

# 安城市立安城保育園 重要事項説明書

令和8年2月27日現在

## 1 事業者

事業者の名称	安城市
代表者	安 城 市 長
法人の所在地	愛知県安城市桜町18番23号
法人の電話番号	0566-76-1111

## 2 保育理念

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

## 3 基本方針（または運営方針）

- (1) 「安全・安心な園づくり」を目指し、保護者との連携の下に子どもを取り巻くあらゆる環境を通して養護と教育を一体的に行います。
- (2) 子どもにとって居心地のよい楽しい保育園、楽しみに登園できる保育園を目指します。
- (3) 子どもの生活習慣の確立と安定した情緒や豊かな感性等、心が育つ保育をします。
- (4) 一人一人の力を伸ばし、子どもが自信をもって意欲的に生活できるようにします。
- (5) 一人一人の家庭環境や生活習慣、文化の違いなどを理解した上で親子関係や家庭生活などに配慮した保育をします。

#### 4 保育園の概要

施設の名称	安城市立安城保育園
施設の所在地	安城市大東町11-30
電話番号	電話番号 0566-76-2714
開設年月日	昭和23年4月1日
施設長	安城保育園 園長
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	定員 計207名
職員数	43名
特別保育の実施状況	
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	内科 鳥居内科 鳥居尚志 歯科 大東歯科クリニック 横田幸市朗 薬剤師 山口旭薬局支店 山下淑子 乳児医 鳥居内科 鳥居尚志

#### 5 開園日、開園時間及び休園日

< 2号、3号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時30分から午後6時まで
保育短時間の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日） その他市長が必要と認める日

## 6 施設の概要

敷地 面積	3, 000. 89 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 1, 806. 26 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 2室 面積 123. 48 m <sup>2</sup> 保育室 8室 面積 388. 16 m <sup>2</sup> 調理室 61. 68 m <sup>2</sup> 調乳室 6. 75 m <sup>2</sup> 乳幼児用トイレ 46箇所 屋外遊戯場 1, 063 m <sup>2</sup>

## 7 職員体制

職 名	人 数
園長	1名
主任保育士	2名
保育士	33名
看護師	1名
用務員	3名
保育アシスタント	2名
施設管理補助員	1名

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、幼児、市町村民税非課税世帯もしくは第二子以降の低年齢児については、保育料は無償となります。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払い方法については、別途お知らせします。

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 低年齢児の入園期間

低年齢児の入園期間は、期限付きの認定の方を除き、2歳児の年度末とします。3歳児（年少）以降も継続して保育を必要とする場合は、改めて申し込みが必要です。

## 11 緊急時の対応

- (1) 保育園での病気や事故で、緊急に児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。  
ただし、保護者の方に連絡が付かない場合は、近隣の病院に搬送します。
- (2) 台風、地震などの災害に対する対応は、『災害等非常時の対応』をご覧ください。
- (3) 防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策を立て、定期的な避難訓練を実施しています。

## 12 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情などに係る窓口を設置しています。

ご要望・苦情等の受付担当者・・・主任保育士

ご要望・苦情等の解決責任者・・・園長

※担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、本園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご相談ください。

## 13 虐待防止について

職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努めます。

※児童福祉法第33条の10第1項各号

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること

- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

また、児童福祉法第33条の12第1項に基づき、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通告します。

《 別 表 》

保育園

令和8年4月1日

1 延長保育利用料（月額）

- (1) 保育標準時間認定の「延長保育 A コース」、「延長保育 B コース」、  
「延長保育 C コース」の延長保育利用料（月額）

午後6時15分を超えて、午後7時まで
1,000円

- (2) 保育短時間認定の延長保育利用料（月額）

ア 朝の利用

利用開始時刻が、午前7時15分以降、午前7時30分より前まで	利用開始時刻が、午前7時30分以降、午前8時15分より前まで
1,000円	500円

イ 夕方および夜の利用

午後4時15分を超えて、午後6時まで	午後4時15分を超えて、午後7時まで
1,500円	2,500円

※課税状況等により、延長保育利用料が減免される場合があります。

2 コースの保育料の減額（保育標準時間認定の場合）（**低年齢児**対象）

コースの種類に応じて毎月の保育料基準額から保育料が減額されます。

減額される金額（月額）

コースの種類	保育料から減額される分
10.5時間コース	1,000円
8時間コース	2,500円
8時間+朝Aコース	1,500円
8時間+朝Bコース	2,000円
延長保育 B コース	500円
延長保育 C コース	1,000円

「延長保育 B コース」「延長保育 C コース」は、1(1)の延長保育利用料が発生します。

※市町村民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯、ひとり親世帯等の保育料軽減に該当の方、多子軽減で保育料が0円の方については、コースによる減額はありませぬ。

※詳細は『コース・延長保育のご案内』を参照してください。

### 3 給食費 (幼児対象)

※幼児は、給食費（主食代と副食費を合わせたもの）を徴収します。

1食250円（食材費相当分）です。

- ・平日…1日あたり320円（給食費250円+3時のおやつ代70円）
- ・土曜日…半日あたり250円（給食費のみ）

※3時のおやつを食べる場合は、別途70円必要になります。

- ・所得に応じて、主食代のみ徴収となる免除規定があります。
- ・アレルギーのある児童について

牛乳アレルギーのある児童については、1日55円（牛乳代）を副食費から減額して徴収します。

その他のアレルギーのある児童については、減額しません。

- ・給食を食べない日がある場合は、前月25日を欠食締切日としてHOICTでお申し込みください。
- ・土曜日に利用される場合についても、給食及びおやつの希望について前月25日までにHOICTでお申し込みください。

### 4 遠足のおやつ代について (幼児対象)

※幼児は、遠足のおやつ代を行事費として徴収します。

1食100円です。園で徴収します。

### 5 休日保育料

休日保育を利用する場合の利用料

低年齢児	日額 2,000円
3歳児	日額 1,000円
4歳以上児	日額 900円

昼食の弁当は各自持参（おやつは保育園で用意します。休日保育のおやつ代は、利用料に含まれています。）

※詳細は、『休日保育のご案内』を参照してください。必要な方は園にお申し出ください。

## 6 病児・病後児保育室「ぐんぐん」利用料

病児・病後児保育室「ぐんぐん」を利用する場合の利用料

1日 2,000円

- ・課税状況によって減免になる場合があります。
- ・昼食の弁当は各自持参（必要な方は、おやつ、お茶、ミルクをご持参ください）

※詳細は、安城市ホームページ『安城市病児・病後児保育事業』を参照してください。

## 7 その他

日用品、文房具等の購入費用のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、児童の保護者に負担していただくことが適当と認められるもの。